

「山梨県都市復興ガイドライン」の策定についての概要

◇ガイドライン策定の目的と背景

地震等により市街地が被災した場合は、都市の再構築と被災者の速やかな生活再建を図るため、できるだけ早期に都市の復興計画を定め、迅速かつ円滑に復興を進める必要がある。

また、いつ起こるか分からない災害に対しては、防災対策と同様、被災後の復興対策についても、日頃から考え、準備しておく復興の取り組みが重要である。

本ガイドラインは、大規模災害の発生から都市の復興に向けて、できるだけ早期に都市の復興計画を定め、迅速かつ円滑に復興を進めるため、被災状況の把握・分析から復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点などを取りまとめたものであり、復興都市づくりに携わる県と市町村の担当者の行動指針として活用されることを目的としている。

◇改訂の基本的考え方

- ①前回ガイドライン作成後に発生した東日本大震災などの教訓を踏まえた、新たな防災の観点を追加し、山梨県都市計画マスタープランで示した都市づくりの基本理念である「都市機能集約型都市構造の実現」に即したまちづくりの観点を追加している。
- ②防災対策に関する整備メニューの紹介や、防災の取り組み事例など前回ガイドラインの内容の充実を図り、山梨県内の各自治体が、災害に強いまちづくりを目指した計画立案や事業を行う際にイメージしやすい内容としている。

◇ガイドラインの構成

災害に強いまちづくりの基本目標を「災害に強い都市基盤の整備」、「地域防災力の向上」、「山梨の特性（山梨らしさ）」の3つとし具体施策を展開している。なお、施策毎に参考事例を掲載しているが、事例の詳細については事例集として冊子後半にまとめている。

◇ガイドラインの活用

- ・ 地域防災計画と連携して、防災を意識した都市づくりを推進するためのマスタープランとなる「防災都市づくり計画」を策定する際の指針として活用する。
- ・ 災害リスクを考慮した都市の課題を「市町村都市計画マスタープラン」に反映する際の指針として活用する。
- ・ 行政と住民が協働して土地利用の規制誘導や道路等の都市施設、土地区画整理事業等の市街地開発事業などの都市計画の立案をするための指針として活用する。
- ・ 現状と課題に対する住民の理解を深め、地区レベルの防災まちづくりを行政と住民が協働して進めるための指針として活用する。